

令和5年度第2回(11/1)、第3回(11/15)苫小牧市立病院事業経営評価委員会
での紹介受診重点医療機関に係る主な意見、質疑

当院からの説明

現在すでに定額負担を徴収している道内の18医療機関中14医療機関が、当院の提案と同様に国が求める最低額に消費税を加えた額としている。

意見1 国が基準額以上の負担を求めている中で、道内でも多くの医療機関が苫小牧市立病院の提案額と同額で運用しており、当圏域内でも王子総合病院が同額となっていることや、患者負担の公平性、出産費用を非課税としている消費税制度の趣旨を考慮すると、提案額は妥当だと考える。

Q1 もし病院が定額負担を徴収しなかった場合、罰則等はあるのか。

A1 仮に定額負担を徴収しなかった場合、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」に反することになる。そのようなとき、まずは厚生労働省の出先機関である北海道厚生局の「個別指導」の対象になり、改善を求められる。指導に従わなければ、段階的により強い指導や最終的には監査が行われ、それでも改善が見られない場合は、最終的に保険医療機関の指定を取り消され、診療ができなくなることもある。

Q2 医療機関が定額負担を求めなくてもよい患者の中に、「特定健診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者」と書いてあるが、これは健康診断全般で精密検査が必要とされた方と解釈してよろしいか。

A2 場合によってはかかりつけ医の受診をお願いするケースもあるとは思われるが、基本的に精密検査が必要と書かれた健診結果表は、紹介状と同等に扱うことを考えている。

※以上のほか、反対意見等はなかった。